

第三章 河川の水環境改善のための事業及び施策

国土交通省は、一級河川の水質調査に着手した昭和33年に、最初の河川水質浄化対策となる隅田川の汚泥浚渫事業を実施し、また昭和34年には同じく隅田川で浄化用水導入事業に着手した。昭和44年度には、都市河川を対象とする「都市河川環境整備事業」制度を創設し、昭和49年度からは対象河川を全国に拡大した「河川環境整備事業」により、河川の水環境改善を図ってきた。

ダムについては、貯水池への土砂流入防止や富栄養化対策を実施するダム貯水池水質保全対策等を実施している。

平成17年度からは、上流ダムにおける環境整備と河川における環境整備を連携することにより水系として総合的に整備を行う「総合水系環境整備事業」を創設し、水環境改善等を各水系において水系一貫で実施している。

1．水質浄化対策等

「総合水系環境整備事業」(直轄)による水質浄化対策として、水量が少なく汚濁した河川に対して清浄な河川水や下水の高度処理水を導入する「浄化導入」、悪臭や栄養塩類の溶出により富栄養化の原因になる河床・湖底に堆積した底泥を除去する「浚渫」、流水から直接汚濁負荷を取り除く施設を設置する「直接浄化」を実施している。

また、水質汚濁の著しいダム貯水池においても、富栄養化や濁水等の防止・軽減を図るため、曝気施設の設置等による水質対策を実施している。

2．河川水量の回復

良好な河川環境を保全するには、豊かな河川水量の確保が必要である。このため、河川整備基本方針等において動植物の生息・生育環境、景観、水質等を踏まえた必要流量を定め、この確保に努めているほか、水力発電所のダム等の下流の減水区間における清流回復の取組みを進めている。また、ダム下流の河川環境を保全・改善するため、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量の一部を有効に活用するダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を行っている(平成26年度は、全国の計20ダムで実施)。さらに、平常時の自然流量が減少した都市内河川では、下水処理場の処理水の送水等により、河川流量の回復に取り組んでいる。

3．清流ルネッサンス21・清流ルネッサンス

国土交通省では、水質汚濁の著しい河川、湖沼、ダム貯水池等の水質改善を図るため、平成5年度に「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」に着手し、地域の取り組みと一体となって、河川事業や下水道事業を重点的に実施してきた。平成13年度以降は、新たに水量の改善を目的に加え、都市下水路を対象に追加した「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）」に基づき、水環境改善施策を推進している。

清流ルネッサンス では、清流ルネッサンス21の対象であり、引き続き水環境改善に取り組むべき河川等及び新たに水環境改善に取り組む必要が生じた河川等を計画対象として選定している。

計画対象河川等においては、地元市町村、河川管理者、下水道管理者等から構成される地域協議会を設置し、行動計画の策定及び計画に基づく施策の推進に努めている。行動計画の策定状況を表-56に示す。

また、全国の一級河川及び清流ルネッサンス対象河川の環境基準の満足率を図-69に示す。全国の一級河川の満足率の増加ペースに比べて、最近10カ年の清流ルネッサンス対象河川の満足率の増加が顕著となっている。

表-56 清流ルネッサンス 行動計画策定状況(平成27年3月末時点)

水系名	箇所名 ¹	清流ネ 21 ²	計画策定	計画目標 年度
石狩川	茨戸川及び札幌北部地区河川		H15.3	H25
網走川	網走川		H16.6	H29
常呂川	常呂川		H21.4	H30
名取川	広瀬川		H14.7	H23
那珂川	桜川(千波湖含)・沢渡川・堀川・逆川		H19.2	H27
利根川	渡良瀬川中流部支川		H18.3	H22
利根川	綾瀬川		H15.2	H22
利根川	江戸川中流部及び坂川		H15.2	H22
利根川	黒部川貯水池		H15.3	H33
利根川	小山川・元小山川		H16.3	H23
荒川	菖蒲川・笹目川		H15.3	H22
荒川	不老川		H16.3	H23
荒川	芝川・新芝川		H16.3	H23
相模川	千の川		H15.3	H27
阿賀野川	湯川放水路		H19.3	H22
信濃川	鳥屋野潟		H15.3	H35
都田川	佐鳴湖		H16.6	H26
高浜川	油ヶ淵		H16.11	H32
庄内川	堀川		H16.8	H22
宮川	勢田川		H16.10	H17
淀川	寝屋川流域		H16.5	H33
淀川	西高瀬川		H20.3	H29
大和川	大和川		H14.10	H22
揖保川	林田川		H15.3	H20
千代川	湖山池		H14.3	H22
斐伊川	松江堀川		H13.2	H17
芦田川	芦田川		H20.4	H28
吉野川	正法寺川		H16.3	H30
仁淀川	仁淀川・宇治川・相生川		H19.4	H22
遠賀川	遠賀川		H16.3	H24
大淀川	大淀川上流		H16.7	H27
肝属川	肝属川		H17.3	H27

- 1 まだ施策実施中の箇所については、欄に着色。
- 2 清流ネ21の対象河川でもある場合、「 」を記載。

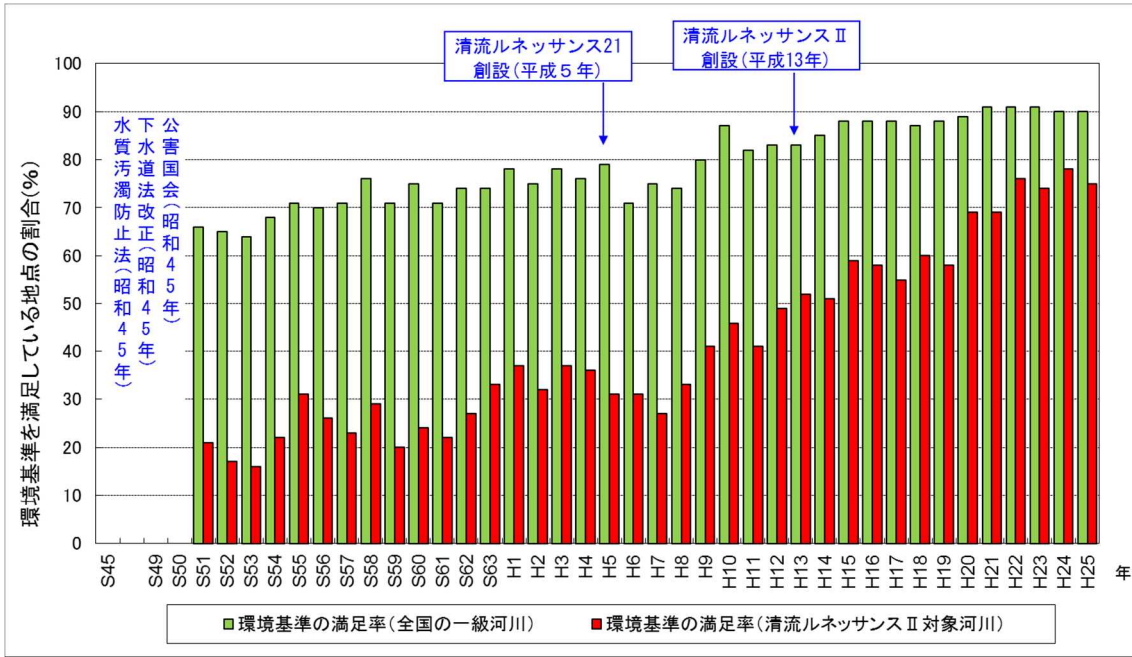


図-69 環境基準の満足率

4. 湖沼の水質保全

湖沼は滞留時間が長く、流入した汚濁物質が堆積しやすいこと、汚濁原因が多種多様であることから、多様な水質汚濁対策を総合的に実施する必要があるため、湖沼の水質の保全を図り、国民の健康で文化的な生活環境を確保することを目的に、「湖沼水質保全特別措置法」(昭和59年法律第61号)が制定された。

また、平成17年6月には、法施行後20年以上が経過してもなお湖沼の水質改善が停滞していることを踏まえ、より一層の水質改善を図るため、湖沼水質保全特別措置法が改正された。この改正により、「流出水対策地区」の指定による農地・市街地から流出する汚濁負荷対策の推進、排水規制の強化、「湖辺環境保護地区」の指定による水質浄化機能の確保等が図られることとなった。

本法律に基づき、国は湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、総合的な水質保全施策を講ずるべき「指定湖沼」を定め、都道府県は当該指定湖沼について「湖沼水質保全計画」を定めることとされている。

湖沼水質保全計画の策定状況を表-57に示す。

表-57 湖沼水質保全計画の策定状況一覧(平成27年3月現在)

湖沼名	指定年月 [施行]	計画名	計画策定年月	目標年度
八郎湖	平成19年12月	八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第2期)	平成26年3月	平成30年度
釜房ダム貯水池	昭和62年10月	釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画(第6期)	平成25年3月	平成33年度
霞ヶ浦	昭和60年12月	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第6期)	平成24年3月	平成27年度
印旛沼	昭和60年12月	印旛沼に係る湖沼水質保全計画(第6期)	平成24年3月	平成27年度
手賀沼	昭和60年12月	手賀沼に係る湖沼水質保全計画(第6期)	平成24年3月	平成27年度
諏訪湖	昭和61年11月	諏訪湖に係る第6期湖沼水質保全計画	平成25年3月	平成28年度
野尻湖	平成6年10月	野尻湖水質保全計画(第5期)	平成27年3月	平成30年度
琵琶湖	昭和60年12月	琵琶湖に係る湖沼水質保全計画(第6期)	平成24年3月	平成27年度
中海	平成元年2月	中海に係る湖沼水質保全計画(第6期)	平成27年3月	平成30年度
穴道湖	平成元年2月	穴道湖に係る湖沼水質保全計画(第6期)	平成27年3月	平成30年度
児島湖	昭和60年12月	児島湖に係る第6期湖沼水質保全計画	平成24年3月	平成27年度

5．水質監視等

国土交通省では、全国一級河川の水質現況の把握に加えて、以下のような水質監視等を行っている。

平成27年3月末現在、231カ所に水質自動監視装置を設置し、24時間連続的に水質監視を実施している。また、テレメータ装置を設置し、水質の集中監視を行うとともに、河川の水質情報を国土交通省ホームページ「川の防災情報」で公開している。

6．水質汚濁対策連絡協議会

水質汚濁対策に関しては、河川毎に水質関係機関相互が常時情報の交換を行うとともに、緊急事態が発生した場合に即応できるように、連絡体制を確立しておくことが極めて重要である。

全国の一級河川109水系においては河川水質汚濁対策の実施、水質事故時における情報の収集・伝達、緊急措置等に関する協力体制の確保、流域における水環境諸施策の調整とその積極的推進等を行うため、水系毎に河川管理者と関係行政機関により構成される「水質汚濁対策連絡協議会」が設立されており、毎年の水質事故対策訓練の実施も含めて、積極的な活動を実施している。

また、下水道施設被災による河川への下水流出時の情報共有といった下水道部局との連携強化や、環境部局等との連携強化を図っている。